



令和8年度

千代田区介護保険調査指導員 (会計年度任用職員)採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

1 選考対象者及び募集内容

職名	介護保険調査指導員
職務内容	(1)千代田区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成19年3月26日18千保高介発第1260号）に規定する指導及び監査に関する事務 (2)介護保険サービス事業者が提供するサービスの資質向上を目的とした事業における指導に関する事務 (3)地域密着型サービス事業者の指定に関する事務 (4)千代田区介護サービス推進協議会設置要綱（平成24年8月1日24千保高介発第634号）に規定する介護サービス推進協議会に関する事務 (5)その他保健福祉部長が介護保険給付の適正化を図るために必要であると認めること。
必要な資格等	次に掲げるいずれかの資格免許又は経験を有する者 (1)介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護支援専門員 (2)保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師又は看護師 (3)地方公共団体において介護保険施設等に対する指導監督業務に5年以上従事した経験を有する者
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ただし、令和9年度以降に同一の職務内容の職が設置された場合は、勤務成績等により、公募によらず再度任用する場合があります。

条件付採用期間	原則1か月 (※1) 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 (※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	若干名

注意事項

- ※ 日本国籍を有する方のみ受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

2 勤務条件

給与	<p>【報酬額】</p> <p>報酬月額 254,719円（令和8年4月1日見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・令和8年3月31日時点で、この職と同一の職務内容と認められる千代田区の職に任用されている方が、令和元年度までの特別職非常勤職員であった期間を考慮して報酬決定を受けている場合は、報酬額を別途算定してお知らせします。 ・採用前に、給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中に給与改定等があった場合には、条例の定めにより、常勤職員に準じて増額又は減額される場合があります。 <p>【期末・勤勉手当】</p> <p>年間の期末・勤勉手当の合計支給月数</p> <p>4. 90月（令和8年4月1日見込み）</p> <p>法令等の基準を満たす場合は、6月及び12月に期末・勤勉手当の支給があります。ただし、支給期、支給月数等は条例の定めにより、変更される場合があります。</p> <p>【費用弁償】</p> <p>このほか条例等の定めるところにより、費用弁償（通勤手当相当、上限55,000円/月）が支給されます。</p>
----	--

勤務場所	保健福祉部高齢介護課（千代田区九段南1-2-1 千代田区役所3階） ※ 組織改正等により変更がある場合があります。 ※ 就業場所は、原則敷地内禁煙です。
勤務日数	月16日
勤務時間	8:30~17:15の7時間45分（休憩時間60分を除く） ※ただし、午前8時30分から午後9時までの間の7時間45分（休憩時間60分を除く。）を勤務時間として指定する場合があります。
休暇等	4月からの採用（初年度）の場合、1年間に7日年次有給休暇が付与されます。それ以外の場合は、採用の月に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。 このほか、夏季休暇、慶弔休暇等があります。
週休日・休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始等
保険	東京都職員共済組合（健康保険）・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

3 申込み手続き

（1）申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類（履歴書、資格証等の写し）と併せて下記のとおり郵送又は千代田区役所3階高齢介護課の窓口に提出してください。

（2）申込期間

方法	期間	注意事項
郵送	令和8年1月13日（火） ～1月23日（金） (必着)	A4判が入る大きさ(角形2号)の封筒に入れ、表に赤字で「介護保険調査指導員採用選考申込」と明記し、 <u>簡易書留で送ってください。</u> 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口	令和8年1月13日（火） ～1月23日（金）	受付時間は、8:30～17:00です。 ※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

（3）郵送先、提出先及び問合せ先

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-2-1

千代田区役所 保健福祉部高齢介護課（区役所3階）

電話 03-5211-4336（直通）

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

4 選考の方法及び選考日

選考方法	書類審査及び面接
面接日	令和8年1月29日（木）（予定）
面接会場	千代田区役所本庁舎（千代田区九段南1-2-1）4階会議室
合格発表	令和8年2月上旬（予定）までに、合否にかかわらず受験者全員に郵送でお知らせします。

5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

（参考）地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。



令和8年度 千代田区介護保険調査指導員(会計年度任用職員) 採用選考受験申込書

1 申込者

ふりがな	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 満 歳 (R 8.3.31 現在)
現住所	〒
電話番号	

2 添付書類

(1) 履歴書（市販のもので可）

※ 志望動機及び介護保険に関する実務経験等を必ず記入してください。
(別紙でも可)

※ 千代田区での就業歴（常勤職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員等）がある場合は必ず記入してください。

(2) 資格証等の写し

※ 取得見込みの場合は、見込証明書等を添付してください。

私は、千代田区介護保険調査指導員採用選考を受験したいので申し込みます。

なお、私は採用選考案内に掲げる受験資格を全て満たし、地方公務員法等で選考を受けることができない者にも該当しておりません

また、この申込書及び提出書類の全ての記載の内容は事実と相違ありません。

年 月 日 氏名(自署)